

リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）

本チェックリストは、金融機関が抱える各種リスクを管理するに当たって、全てのリスクに共通しているチェック項目を整理したものである。したがって、本チェックリストの各項目は、金融機関経営を行うに当たって、当然に行われているべきリスク管理の基本であり、特に、金融機関の取締役自身が認識し、実践していることが求められているものである。仮に認識が欠けている場合には、当該金融機関は重大な経営リスクに晒されていることとなり、取締役の資質も問題となる。（本チェックリストの各項目は、管理者、監査役においても認識されているべきものであることは言うまでもない。）

各リスク管理態勢の検査を行うに当たっては、本チェックリストと各リスク管理態勢の確認検査用チェックリストにより検査を行うものとする。

また、本チェックリストは、邦銀の海外拠点及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金金融機関を対象としている。なお、協同組織金融機関のチェックに当たっては、チェックリスト中「取締役会」とあるのは「理事会」に、「代表取締役」とあるのは「代表理事」に、「取締役」とあるのは「理事」に、「監査役、監査役会」とあるのは「監事」に読み替える。（協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
・リスク管理に対する認識等 1 取締役の認識及び取締役会等の役割 （原則1）	1) 代表取締役のリスクに対する理解	1) 代表取締役は、各リスクの特性を理解し、戦略に沿って適切な資源配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理し得る体制を整備していなければならない。	(注) 書き振りに関する軽重 「ねばならない」とあるのは、全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。 「必要である」とあるのは、国際統一基準により自己資本比率を算定している金融機関に対しては、ミニマム・スタンダードとして求められるが、これ以外の金融機関においては、重要課題として取り組む必要のある項目である。 「望ましい」とあるのは、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。 (注) 項目内の() 書きは、バーゼル銀行監督委員会の「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」に掲げる原則で、当該項目はこの原則に沿ったものである。（別紙参照）
	2) 取締役会の業務執行の最高意思決定機関としての機能（取締役会の実効性の確保）	2) 取締役会において取締役は、 業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制、抑止するなど、金融機関の信頼の維持・向上を図るため、業務執行の意思決定に積極的に参加していなければならない。 業務執行又は業務執行の意思決定にあたり、信用の基礎を強固なものとするため、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしていなければならない。 社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理を構築していなければならない。 単に業務推進にかかることのみではなく、業務運営に関するリスク管理の在り方について議論していなければならない。	
	3) 取締役会議事録等の整備	3) 取締役会は、 取締役会議事録を作成していなければならない。 取締役会議事録を法律に定められた期間備置していなければならない。 取締役会に付された議案の内容について、詳細がわかる原資料を作成していなければならない。 の原資料を取締役会議事録と同期間、保存していなければならない。 取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のリスクに関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告を確認できる内容となっていなければならない。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	4) 経営方針の確立	4) 取締役会において、金融機関が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めていなければならない。更に、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知していなければならない。	
	5) 金融機関全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	5) それぞれの金融機関の経営方針等によって、各部門の戦略目標は異なってくる。取締役会において、どの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのか、といった戦略目標を明確に定めていなければならない。 また、各部門の戦略目標は、短期的な収益確保を優先し、リスク管理を軽視したものとなっていてはならない。加えて、当該目標が組織内で周知のものとなっていなければならない。	
	6) 取締役のリスク管理の理解及び認識	6) 取締役は、自己の所掌に関わりなく、リスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を十分に理解し、リスク管理の重要性を認識していなければならない。	
	7) リスク管理の方針の確立	7) 取締役会において、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定めていなければならない。加えて、取締役会は、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう努めていなければならない。なお、取締役会において、リスク管理の方針は、定期的（少なくとも年1回）、あるいは、戦略目標の変更等必要に応じ随時見直ししていなければならない。	
	8) リスク管理のための組織の整備	8) 取締役会は、各種リスクを管理するリスク管理部門を整備し、その各リスク管理部門のリスクを統合し管理できる体制を整備していなければならない。また、上記の体制においては、収益部門とリスク管理部門の分離など、相互牽制等の機能が十分発揮されるようなものとなっていなければならない。 なお、組織体制については必要に応じ随時見直し、戦略目標の変更やリスク管理手法の発達にあわせて改善を図っていなければならない。	
	9) 取締役会に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	9) 取締役会は、定期的なリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用していなければならない。 また、リスク量の増大等、時間的余裕がない場合においては、代表取締役が報告を基に必要な指示を行うものと考えられるが、その場合においては、事後的に取締役会に報告され、リスク管理の方針に沿ったものであるか検証できる体制となっていなければならない。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	10) 適切なリスク管理を行うための人材育成、配置等に係る方針の確立	10) 取締役会は、適切なリスク管理を行うため、業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容、事故防止のための人事管理等についての方針を明確に定めていなければならない。	
	11) 監査役会等の機能発揮	<p>11) 監査役及び監査役会の独立性と取締役に対する業務監査、会計監査の実効性の確保</p> <p>監査役は、リスク管理に関する取締役会に最低限1人は必ず出席していなければならない。また、その場合、商法特例法18条2項が適用ないし準用される金融機関にあっては、常勤監査役が望ましい。</p> <p>監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性を確保していなければならない。</p> <p>監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、全役職員及び金融機関に対し、会計監査に加え業務監査を実施し、監査の実効性を確保していなければならない。また、監査役会を補佐する適切な人材と規模を確保していなければならない。</p> <p>監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用していなければならない。また、必要に応じて法律事務所等も活用していなければならない。</p> <p>監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施していなければならない。</p> <p>監査役会は、外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人の交代等の処置をとることができる体制となっていなければならない。</p>	
2) 管理者の認識及び役割 (原則2)	1) 管理者のリスク管理の理解及び認識	1) 管理者は、リスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を十分に理解し、リスク管理の重要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるよう努めていなければならない。また、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定を改善するよう、努めていなければならない。	
	2) リスク管理のための規定の整備	2) 管理者は、リスク管理の方針に沿って、各種リスク毎に測定・モニタリング・管理等の手法を構築し、適切なリスク管理のための規定を取締役会の承認を得た上で整備していなければならない。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	3) リスク管理のための組織の整備	3) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に沿って、適切なリスク管理を行うための組織を整備してなければならない。	
	4) リスク管理の適切な実行	4) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に従い、リスクの評価、モニタリング、管理など、適切なリスク管理の実行について責任を負ってなければならない。 また、リスク管理手法や組織の有効性を適時適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大、手法の向上等にあわせて、必要に応じ、リスク管理手法や組織を見直してなければならない。	
	5) リスク管理を行うための適切な人員配置	5) 管理者は、取締役会で定められた方針に基づき、専担者の配置等、リスク管理を行うための組織が機能を有効に発揮できるよう、適切に人員の配置を行ってなければならない。また、人員の配置に当たっては、実務経験者等、専門性を持った人材を配置してなければならない。	
	6) 人材育成のための研修体制の整備	6) 管理者は、取締役会で定められた方針に基づいた人材育成及び各部門の担当者のリスク管理能力を向上させるための研修体制を整備し、専門性を持った人材の育成を行ってなければならない。	
	7) 事故防止のための人事管理	7) 管理者は、取締役会で定められた方針に基づき、事故防止等の観点から例えば、1週間以上の連続休暇、研修、内部出向制度等又はこれらの組み合わせ等により、最低限年1回2週間以上連続して、職員（管理者を含む）が職場を離れる方策をとってなければならない。また、管理者は、その状況を管理し、その方策を確実に実施するよう努めていなければならない。 なお、職員を長期間にわたり同一業務に従事させないよう、ローテーションを確保していることが望ましい。	
3 企業風土の醸成 (原則3)	1) リスク管理重視の企業風土の醸成	1) 代表取締役及び取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、収益部門のみならず、リスク管理部門を重視してなければならない。特に、適切なリスク管理を行わないまま、短期的な収益確保を過度に重視した目標の設定や当該目標を反映した報酬体系の設定を避けていなければならない。 また、管理者においても、リスク管理を重視し、各部門においてその考え方が浸透するよう努めていなければならない。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
<p>適切なリスク管理態勢の確立 1 リスクの認識と評価 (原則4)</p>	<p>管理すべきリスクの所在及び種類の特定</p>	<p>各部門の戦略目標に対応し、どのような種類の業務を行い、どのような金融商品を取り扱うのか、また、その場合にどのようなリスクを管理しなければならないのかについて、継続的かつ連結ベースで特定していなければならない。特に新規の業務に取り組む場合や新規商品の取扱いを開始する場合には、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備し、管理が適切に行われるよう事前に十分な検討を行っていなければならない。</p> <p>なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、関連する業務からの撤退や規模の縮小を判断し実行していなければならない。</p>	<p>(注)「業務部門」には各業務におけるリスク管理部門を含む。</p>
<p>2 管理業務 (原則5)</p>	<p>1) リスク管理の手法及び規定の適切性</p>	<p>1) リスク管理手法や規定の内容は、各金融機関の各収益部門の戦略目標、あるいは、取り扱っている業務や金融商品の内容からみて適切なものとなっていなければならない。また、リスク管理業務が、金融機関の日常業務の一部となっていなければならない。</p>	
<p>2) 各業務部門における規定の整備及び見直し</p>	<p>2) リスク管理のための規定には、各業務毎に手続き、権限、必要書類、緊急時の対応策など、業務の遂行方法を定めていなければならない。</p> <p>また、管理者は、職員が規定に従い手続きを遵守しているか検証していなければならない。</p> <p>なお、管理者は、これらの規定を定期的に見直ししていなければならない。</p>		
<p>3) 総合的なリスク管理</p>	<p>3) リスク管理に当たっては、海外拠点を含む、営業店及び連結対象子会社に所在する各種リスクをそれぞれが管理するとともに、リスク管理部門が総合的に管理していなければならない。</p> <p>また、各リスク管理部門が管理しているリスクを統合して管理していなければならない。</p>		
<p>3 職責の分離 (原則6)</p>	<p>相互牽制体制の構築</p>	<p>リスク管理部門の役職員は、利益相反となる業務(収益部門)に従事してはならない。また、利益相反が発生していないか、内部検査及び外部監査において不断に検証していなければならない。</p>	
<p>4 情報伝達 (原則7、8、9)</p>	<p>1) リスク管理部門の代表取締役及び取締役会に対する報告</p>	<p>1) リスク管理部門は、収益部門からの影響を受けることなく、組織全体のリスク管理体制の設計・管理も含めて、代表取締役及び取締役会に対し直接、必要に応じ随時報告を行っていなければならない。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	2) 取締役会に対する報告の内容	2) リスク管理部門は、取締役会に対して分かりやすく、かつ、経営に重大な影響を与えるリスク情報を網羅し、正確に報告していなければならない。	(注) 内部検査とは、検査部門による本部検査、各業務部門又は営業店等による自店検査である。
	3) 情報システム等の整備	3) 主要な業務をカバーした経営情報システムを構築し、維持管理していなければならない。また、信頼度が高い電子情報システムを構築し管理していなければならない。さらに、これらの情報システムの障害発生に備え、実効性あるコンティンジェンシープランを策定していなければならない。	
・ 監査及び問題点の是正 1 内部検査 (原則10、11)	1) 検査部門の重要性の認識	1) 取締役会は、検査部門を軽視することが、企業収益に重大な影響を与えることを認識し、検査部門を重視していなければならない。	
	2) 検査部門の独立性の確保	2) 検査部門は、他の業務部門の影響を受けず独立していなければならない。	
	3) 検査部門の体制整備	3) 検査部門においては、各業務に精通した適切な人材と規模を確保し、機動的で実効ある検査を行っていなければならない。 なお、目途として役職員数40名以上の海外支店には、支店長から独立し、検査部門等に直結した内部監査担当者(インターナル・オーディター)を設置している必要がある。	
	4) 内部検査の実施	4) 内部検査は、各業務部門(リスク管理部門を含む)及び営業店等(海外拠点を含む)毎に実施していなければならない。	
	5) 検査部門の検査の手法及び内容	5) 検査については、抜き打ちを含め実効ある検査を実施していなければならない。また、同一の検査職員が連続して同一店舗等の検査に従事することを回避している必要がある。 なお、検査の対象は業務全体をカバーし、リスク管理の状況、不正行為、規定等の遵守状況をチェックしていなければならない。海外においては、内部監査人の監査が適切に実施されているかチェックしている必要がある。	
6) 検査部門の検査の頻度	6) 検査部門は、各業務部門又は営業店等に対し、原則年1回以上検査を行っていなければならない。		
7) 検査結果の報告	7) 検査部門は、代表取締役及び取締役会に対して直接、定期的(必要に応じ随時)に検査結果を報告していなければならない。		

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	8) 検査結果に対するレビュー	8) 検査部門は、検査結果を踏まえた各業務部門又は営業店等の改善策及び改善時期を管理していなければならない。	
2. 外部監査	外部監査の活用	<p>内部管理体制(リスク管理体制を含む)の有効性等について、年1回以上外部監査を受けていなければならない。</p> <p>また、各国の事情に応じた外部監査を実施している必要がある。</p> <p>なお、当該監査結果は、監査役会に直接、正確に報告されなければならない。また、監査役監査の実効性の確保に資するものとなっていないとしない。</p>	
3 問題点の是正 (原則12)	1) 問題点の報告及び是正	<p>1) 内部検査、外部監査及び当局検査等により指摘された問題点は、当該問題点の重要度合い等を勘案した上で、各業務部門又は営業店等において一定期間内に改善していなければならない。</p> <p>また、内部検査及び日常のチェックにより発見された内部管理上の問題やリスクコントロールの不備等の問題点は、発見した者がどの部署の者であっても、速やかに問題が所在する部門の責任者及び検査部門に報告していなければならない。また、経営に重大な影響を与えると認められる問題点については、速やかに管理者、代表取締役及び取締役会に報告を行っていないとしない。</p> <p>なお、当該問題点についても、重要度合い等を勘案した上で、一定期間内に改善していなければならない。改善状況のフォローも内部検査部門等において行っていないとしない。</p>	
	2) 代表取締役、取締役会及び管理者への問題点の報告	2) 個々の問題だけでは、経営に重大な影響を与える問題とは認められない場合であっても、全ての問題が相互に作用し合う場合に経営に重大な影響を与える問題となる可能性がある。したがって、代表取締役、取締役会及び管理者は、全ての管理上の問題を取りまとめた報告を定期的を受け、管理していなければならない。	

(参考) 銀行組織における内部管理体制のフレームワーク (バーゼル銀行監督委員会)

項 目	原 則	内 容
<u>A. 経営陣による監視と管理重視の企業風土</u>	原則1	<p>取締役会は、 銀行の全体の企業戦略および重要な方針を承認し、定期的に見直すこと 銀行が負っている主要なリスクを理解し、これらのリスクにつき受容できるレベルを設定すること、また上級管理職にこれらのリスクを識別、測定、モニタリング、コントロールするのに必要な手順を踏ませるようにすること 組織構造を承認すること 上級管理職による内部管理体制の有効性についてのモニタリングが確実に行われるようにすること、 に関する責任を担うべきである。取締役会は、適切かつ有効な内部管理体制が構築され、維持されることを確実なものとする最終的な責任を負っている。</p>
	原則2	<p>上級管理職は、 取締役会により承認された戦略および方針を実行すること 銀行に生じるリスクを識別、測定、モニタリング、およびコントロールするプロセスを構築すること 責任、権限、および報告の関係が明確に割り当てられた組織構造を維持すること 委譲された権限が有効に機能していることを確実なものとする 適切な内部管理方針を定めること および 内部管理体制の妥当性および有効性をモニタリングすること、 に関する責任を担うべきである。</p>
	原則3	<p>取締役会と上級管理職は、高い職業倫理観を涵養し、あらゆる階級における職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任がある。銀行組織のすべての職員は、内部管理プロセスにおける自らの役割を理解し、そのプロセスに十分に関与する必要がある。</p>
<u>B. リスクの認識および評価</u>	原則4	<p>有効な内部管理体制を構築するには、銀行の目的を達成する上で悪影響を与える重大なリスクが認識され、継続的に評価されることが必要である。この評価は、銀行および連結ベースでの銀行グループ全体が直面しているリスク（すなわち、信用リスク、カントリー・リスク、トランスファー・リスク、マーケット・リスク、金利リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、法務リスク、およびレピュテーション・リスクに関するもの）をすべてカバーすべきである。内部管理は、新規ないしは以前にコントロールされていなかったいかなるリスクにも適切に対応するように、改訂される必要がある。</p>
<u>C. 管理業務と職責の分離</u>	原則5	<p>管理業務は、銀行の日常業務の中で必要不可欠な部分となっていなければならない。有効な内部管理体制の構築には、各業務段階における管理業務が明確に示され、適切な管理体制が築かれていることが必要である。これらには、トップレベルにおける見直し、部、課ごとの適切な業務管理、実物管理、エクスポージャー・リミットの遵守状況のチェックとそれが遵守されていない場合のフォロー・アップ、認可・了承の体制、検証・突合の体制が含まれるべきである。</p>

項 目	原 則	内 容
	原則 6	有効な内部管理体制の構築には、職責の分離が適切になされ、職員が利益相反する職務に従事することのないようにする必要がある。利益相反が生じ得る領域は、識別され、最小限に止められたうえ、注意深くかつ業務から独立したモニタリングの対象とされるべきである。
<u>D . 情報とコミュニケーション</u>	原則 7	有効な内部管理体制の構築には、適切かつ包括的な財務、事務、コンプライアンスに関する内部データや、意思決定のために関連する事象および状況に関して外部の市場情報の装備が行われることが必要である。情報は、信頼でき、タイムリーであり、手に入れ易いものでなければならない、かつ一貫したフォーマットで提供されるべきである。
	原則 8	有効な内部管理体制の構築には、銀行のすべての重要な業務をカバーし、信頼度が高い情報システムが装備されている必要がある。これらのシステムは、電子形式でデータを保存・利用するものも含め、安全に管理され、業務から独立してモニタリングされ、さらに適切なコンティンジェンシー対応により支援されなければならない。
<u>E . モニタリング業務と問題点の是正</u>	原則 1 0	銀行の内部管理の総合的な有効性は、継続的にモニタリングされるべきである。主要なリスクのモニタリングは、業務ラインおよび内部監査部署による定期的な評価と同様に、銀行の日々の業務の一部として行われるべきである。
	原則 1 1	業務上独立し、適切に訓練された能力のある職員により、内部管理体制に関する有効かつ包括的な内部監査が行われるべきである。内部監査部署は、内部管理体制の一環であるモニタリングの一部として、取締役会、監査委員会、および上級管理職に対して直接報告すべきである。
	原則 1 2	内部管理上の欠陥は、業務ライン、内部監査部署、または他の管理職員のいずれに発見されようと、適時に然るべき経営レベルに報告され、直ちに対応措置が講じられるべきである。重大な内部管理上の欠陥は、上級管理職および取締役会に報告されるべきである。
<u>F . 監督当局による内部管理体制の評価</u>	原則 1 3	監督当局は、規模に拘らずすべての銀行に対し、そのオンおよびオフバランスシートの業務に内在する性質、複雑さ、リスクと総合的で、銀行を取り巻く環境や条件の変化に対応できる有効な内部管理体制を持つよう要求すべきである。監督当局が銀行の内部管理体制が当該行の個別リスク・プロファイルに対して適切でない、もしくは有効でないと判断した場合（例えば、本稿に示されたすべての原則をカバーしていない場合）、監督当局は、適切な措置をとるべきである。

信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクである。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により金融機関が損失を被るリスクを、カントリー・リスクという。

信用リスクの管理態勢等の検査を行うに当たっては、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び本チェックリストにより、信用リスクの管理態勢の検査を行うとともに、「信用リスク検査用マニュアル」により、実際の自己査定、償却・引当及び自己資本比率に関する検査を行うものとする。

また、本チェックリストは、邦銀の海外拠点及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金融機関を対象としている。なお、協同組織金融機関のチェックに当たっては、本チェックリスト中「取締役会」とあるのは「理事会」に、「代表取締役」とあるのは「代表理事」に、「取締役」とあるのは「理事」に、「監査役、監査役会」とあるのは「監事」に読み替える（協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
・リスク管理に対する認識等 1 取締役の認識及び取締役会等の役割	1) 金融機関全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	1) 金融機関全体の経営方針等に沿った融資部門等の戦略目標が明確に定められていなければならない。 融資部門等の戦略目標は、短期的な収益確保を図るために、特定の業種又は特定のグループなどに信用リスクを集中させるようなものであってはならず、信用リスク管理の観点から適切なものでなくてはならない。	(注) 書き振りに関する軽重 「ねばならない」とあるのは、全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。 「必要がある」とあるのは、国際統一基準により自己資本比率を算定している金融機関に対しては、ミニマム・スタンダードとして求められるが、これ以外の金融機関においては重要課題として取り組む必要のある項目である。 「望ましい」とあるのは、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。
	2) 取締役のリスク管理の理解及び認識	2) 取締役は、信用リスクは、貸出金のみならず信用リスクを有する資産及びオフバランス資産（市場取引に係る信用リスクを含む。）について、金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを一体として統合的に管理することが重要であることを理解していなければならない。 また、取締役は、信用リスクの管理手法（信用格付の内容及びポートフォリオ管理を含む。）及びモニタリング手法を十分に理解し、信用格付、ポートフォリオ管理及び自己査定が信用リスク管理のために重要であることを認識していなければならない。 さらに、取締役会は、償却・引当額の水準が信用リスクに見合った十分なものとなっているかを検証していなければならない。 なお、取締役会は、信用リスクの計量化を経営に活用している場合には、計量化の手法、データの整備状況、信用リスク量と自己資本との関係等の利用上の留意点について、十分理解していなければならない。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	3) 信用リスク管理の方針の確立	3) 取締役会は、戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めていなければならない。 また、信用リスク管理のため、融資の対象、信用格付の基準、ポートフォリオの管理方針（特定の業種又は特定のグループに対する与信限度額の設定などによる与信集中の防止など）、決裁権限規定などが規定されたクレジット・ポリシーが定められていなければならない。	(注) 「営業推進部門」とは、営業店及び本部の営業担当部署をいう。 「審査管理部門」とは、融資案件審査・与信管理を行う部署をいう。 「与信監査部門」とは、与信監査室、検査部等の営業推進部門及び審査管理部門から独立し、自己査定等の監査、与信管理の状況の監査を行う部署をいう。 「信用リスクの統括部門」とは、オフバランス資産を含め、信用リスク全体の管理を行う部署をいう。
	4) リスク管理のための組織の整備	4) 取締役会は、営業推進部門と審査管理部門の分離、与信監査部門及び信用リスクの統括部門の設置などにより、信用リスクを適切に管理する体制を整備していなければならない。	
	5) 取締役会に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	5) 取締役会は、定期的に信用リスクの状況（特定の業種又は特定のグループに対する与信集中の状況を含む。）の報告を受け、把握されたリスク情報を基に、信用リスク管理の方針の遵守状況を検証していなければならない。 また、代表取締役は、定期的な報告のほか、必要に応じ随時信用リスクの状況の報告を受け、取締役会で定められた方針に従って、必要な意思決定を行い、リスク分散による信用リスク量の軽減の指示を行うなど、リスク情報をリスク管理のために活用していなければならない。	
2 管理者の認識及び役割	1) リスク管理のための規定の整備	1) 管理者は、信用リスク管理の方針に沿って、取締役会の承認を得た上で信用リスク管理のための規定を整備し、当該規定を必要に応じて見直していなければならない。 また、信用リスク管理のための規定には、融資の対象、信用格付、ポートフォリオ管理、決裁権限、審査の方針、与信監査の方法などが定められていなければならない。	(注)「管理者」とは、営業店長と同等以上の職責を負う上級管理職（取締役を含む）をいう。
	2) リスク管理の適切な実行	2) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に従い、各部門において、適切に信用リスク管理を実行するとともに、責任を負っていなければならない。 なお、信用リスク管理のために、信用格付に応じ内部モデル等を使用して信用リスクの計量化を行い、適正な収益の確保、経営資源の配分、自己資本に見合った信用リスクリミットの設定などを行うことが望ましい。 この場合、システム面での十分なサポートが行われていることが望ましい。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
<p>・適切なリスク管理態勢の確立</p> <p>1) リスクの認識と評価</p>	<p>1) 統合的なリスク管理体制の確立</p>	<p>1) 信用リスク管理に当たっては、金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを一体として管理する体制となっていないといけない。</p> <p>また、貸出金のみならず信用リスクを有する資産及びオフバランス資産（市場取引に係る信用リスクを含む。）について、統合的に管理する体制がとられていることが必要である。</p>	
	<p>2) 新商品、新規業務に係る評価</p>	<p>2) 新商品、新規業務の導入に当たっては、信用リスクの存在等について、リスク管理部門による評価が行われ、必要に応じて、法務担当部門及び内部検査部門の意見を踏まえた上で、リスクの評価結果を取締役会に報告し、新商品、新規業務の導入について承認を受けていなければならない。</p>	
<p>2) 審査管理</p>	<p>1) 審査管理体制の整備</p>	<p>1) 審査管理部門は、営業推進部門から独立し、審査管理部門の担当役員は営業推進部門の役員が兼務していないなど、営業推進部門の影響を受けない体制となっていなければならない。</p>	
	<p>2) 審査管理部門の役割</p>	<p>2) 審査管理部門により、与信先の財務状況、資金使途、返済財源等が的確に把握され、これに基づき信用格付の正確性が検証され、適切に審査管理が行われていなければならない。</p> <p>また、営業推進部門において、審査管理部門の指示が適切に実行されているか、健全な融資態度（不健全な先に対する融資の禁止を含む。）が確立されているか、不適切な資金回収が行われていないかなどの検証が行われていなければならない。</p>	
<p>3) 与信管理</p>	<p>1) 与信管理体制の整備</p>	<p>1) 営業推進部門及び審査管理部門においては、与信先の業況推移等の状況及びポートフォリオの状況（特定の業種又は特定のグループに対する与信集中の状況など）等について、連結対象子会社及び持分法適用会社と一体として与信管理が行われる体制となっていなければならない。</p> <p>また、与信監査部門及び信用リスク統括部門により与信管理の状況が検証される体制となっていることが必要である。</p>	
	<p>2) 与信監査部門の役割</p>	<p>2) 与信監査部門により、信用格付の正確性、与信先の与信管理の適切性及びポートフォリオ管理の適切性などの与信管理の状況について検証されていることが必要である。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	3) 信用リスク統括部門の役割	3) 信用リスク統括部門により、信用リスクを有する資産及びオフバランス取引について、統合的に管理されていることが必要である。 また、信用リスク統括部門は、償却・引当額の水準が信用リスクに見合ったものとなっているかを検証するとともに、償却・引当額を正確に取締役会に報告していなければならない。	
4 問題債権の管理	1) 問題債権の管理体制の整備	1) 問題債権として特に管理が必要な債権の範囲が特定され、問題債権を管理・回収する部門が専担の体制となっていることが必要である。	
	2) 問題債権の管理部門の役割	2) 問題債権の管理・回収部門により、問題先に対する取組方針が明確化され、問題先の経営状況等が管理されていないといけない。 また、問題先への取組方針に基づき、適切な再建策の指導又は整理・回収が行われていなければならない。	
5 自己査定	「信用リスク検査マニュアル」参照。		
6 償却引当	「信用リスク検査マニュアル」参照。		